



交通事故にあった!

他人の飼い犬にかまれた!

ガブツ



第三者行為で けがや病気をしたときは 国保に届け出を!

交通事故などの第三者行為にあったときは、
国保でお医者さんにかかることができますが、国保への届け出が必要です。
必ずお住まいの市町村の国保担当窓口へ届け出をしてください。

傷害事件に
巻き込まれた!

キヤー!



ゴンツ

他人の落下物に
あたった!

Q.なぜ届け出が必要なの？



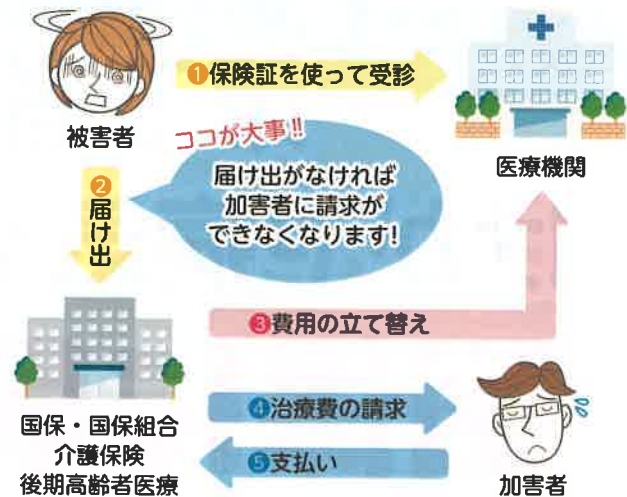
加害者に対して国保から医療費の請求ができなくなります。その結果、国保の負担が大きくなり、国保加入者の保険料(税)の負担増加につながってしまいます。第三者行為にあい、保険証を使って治療を受けた場合は、必ず届け出をしてください。

届け出と求償事務の流れ

まずは国保にご連絡ください。
そのうえでお住まいの市町村の
国保担当窓口に必要な書類を提出
して届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 交通事故の場合は、事故証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)または
マイナンバーのわかる書類と本人確認書類
- 同意書
- 保険証
- 印かん



市町村が第三者と連絡を取り、
医療費の請求など交渉を行います。

提出していただいた書類を基に、市町村が加
害者や損害保険会社などの第三者と連絡を取
り、医療費の請求などの交渉を行います。

ただし!こんなときは国保が使えません!

工作中や通勤中の事故



労災保険の対象となります

飲酒運転や無免許運転
などの不法行為



国保の給付が制限されます

示談を済ませて
しまったとき



示談の前に必ず国保にご連絡ください